

乳児(0歳児) 家庭保育支援手当

伯耆町は、少子化対策と乳児期の親子の愛着形成をはかるため、家庭で0歳児の保育をしている保護者に対し、乳児家庭保育支援手当を支給して経済的支援を行います。



給付金対象者

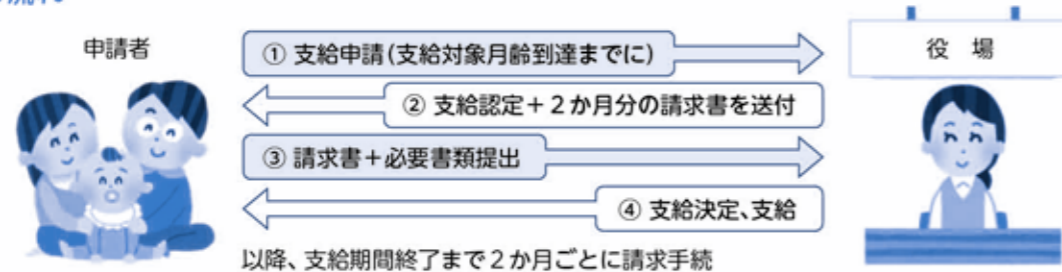
対象者	給付期間	給付基準と単価
① 育児休業給付金などの受給者	乳児の月齢が満9月に到達した月から満12月に到達する月までの間 (支給率が3分の2から2分の1となる月～児童が満1歳に到達する月までの間) ※最大4ヶ月間	育児休業給付金の6分の1/月 ● 上限72,500円 ● 下限33,000円
② ①以外の人	乳児の月齢が満4月に到達した月から満12月に到達する月までの間 ※最大9ヶ月間	33,000円/月 ※2人の場合:5,000円/月を加算 3人以上の場合:2人目5,000円/月 +3人目以降3,000円/月を加算

支給制限

以下の場合に該当する場合は、支給を受けることができません。

- 保育施設などに児童を預けた、または、入所措置の対象になった
- 児童手当法の所得制限額を超過し、特例給付の対象となる家庭
- 生活保護法による保護を受けている
- 保護者が乳児の養育を著しく怠っている
- 正当な理由なく支給認定関係調査に応じない など

手続きの流れ



申請に必要なもの

- ① 育児休業給付金支給額の分かるもの(給付を受けていない人は不要)
- ② 通帳など、受給者の振込口座の分かるもの
- ③ 認印(父母分)

※伯耆町から児童手当を支給されていない人(主に公務員)は、所得課税証明の提出が必要な場合があります。該当する人は、福祉課へお問い合わせください。

申請・問い合わせ先 福祉課 TEL: 0859-68-5534

戦没者などの遺族に対する特別弔慰金

戦後70年にあたり、国として改めて弔慰の意を表すため戦没者などの遺族に対し、特別弔慰金(第10回特別弔慰金)が支給されます。対象の方は、請求手続をしてください。

1. 支給対象者

平成27年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で…

- 1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等と生計関係を有していた①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹(平成27年4月1日において婚姻により姓が変わっている方又は遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます。)
- 4 上記3以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 5 上記1から4以外の三親等内の親族(例:戦没者等の兄弟姉妹の配偶者、甥姪やおじ・おば等)の方で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方

<ご注意>

- ・戦没者等の祭祀実情は、上の順位の決定に反映されません。
- ・特別弔慰金の全ての支給対象者は、戦没者等の死亡時に生まれていたことが要件になります(子は胎児状態でも可)。また、平成27年4月1日現在で生存(同日中の死亡含む)していることが要件になります。
- ・この受給権は公権のため、先順位の方が請求放棄の意思を示しても、後順位の方が請求することはできません。

<参考:支給対象になる方の主な例>

- ・以前に特別弔慰金を受給した遺族や継続請求者(同順位者間での変更、順位変更を含む)
- ・公務扶助料・遺族年金等の受給者が死亡などで失権し、他に受給権者がなくなった遺族

2. 請求期間

平成27年4月1日から平成30年4月2日まで

※請求期間内に請求を行わないと、時効により権利が消滅します。

3. 支給内容

額面25万円/5年償還の記名国債

4. 申請に必要なもの

- ・個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
- ・本人確認ができるもの(運転免許証、保険証など)

5. その他

- ・詳細は福祉課または町ホームページでご確認ください。



申請・問い合わせ先 福祉課 TEL: 0859-68-5534